

## 会津坂下町人事行政の運営等の状況の公表について

会津坂下町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年会津坂下町条例第1号第4条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について公表します。  
ただし、国及び類似団体の数値については、昨年度公表された数値です。

平成23年11月30日

会津坂下町長 竹内 晃 俊

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 任免

##### ①採用状況(平成22年度実績)

試験及び職種	一次試験応募者集	一次試験合格者数	二次試験合格者数
大卒程度 一般事務職	31	15	1
短大卒程度 一般事務職	14	6	0
高卒程度 一般事務職	12	0	0
短大卒程度 幼稚園教諭・保育士	26	5	2

##### ②退職状況(平成21年度実績)

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	計
退職者数	1	5	0	6

#### (2)職員数の状況

##### ① 部門別職員数の状況と主な増減理由

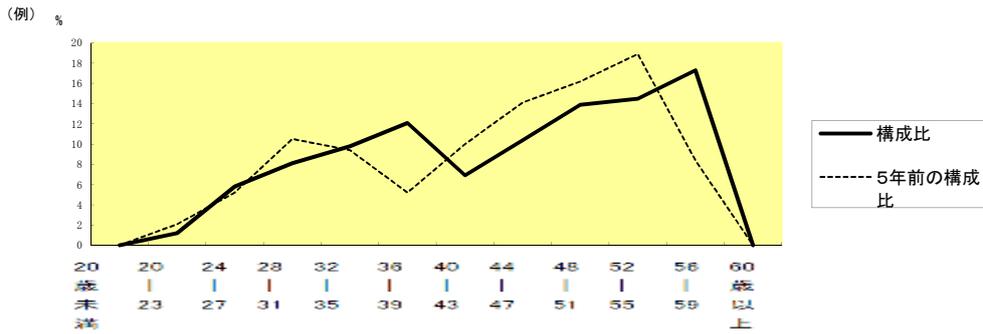
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成22年度	平成23年度		
普通会計部門	議会・総務	82	82	0	商工観光部門の統合による減
	民生				
	農林・商工	20	19	▲1	
	土木	15	15	0	
	計	117	116	▲1	(参考)人口1000人当たりの職員数6.54人 (類似団体の人口1000人当たりの職員数6.95人)
教育		40	38	▲2	幼稚園部門の業務増による増1 給食センター部門の統廃合による減3
	小計	157	154	▲3	(参考)人口1000人当たりの職員数8.68人 (類似団体の人口1000人当たりの職員数8.86人)
公営企業会計等部門	上下水道	8	8	0	国保部門の業務増による増
	国保	6	7	1	
	介護保険	4	4	0	
小計	18	19	1		
合計		175	173	▲2	(参考)人口1000人当たりの職員数9.75人
		[ 212 ]	[ 212 ]	[ 0 ]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

②年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳、23歳	24歳、27歳	28歳、31歳	32歳、35歳	36歳、39歳	40歳、43歳	44歳、47歳	48歳、51歳	52歳、55歳	56歳、59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	10人	14人	17人	21人	12人	18人	24人	25人	30人	0人	173人

③定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率	→目標達成
職員数 200人	職員数 180人	20人	10%	

イ (参考)会津坂下町における定員管理の数値目標

計画期間			→目標達成
始期	終期	数値目標	
平成16年4月1日	平成21年3月31日	19人減	

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	15年 計画前年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	参考 目標数値
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目				
全部門	減員		3	7	4	4	7	8	9	6
	増員		1	1	1		2	5	5	4
	差引		▲2	▲6	▲3	▲4	▲5	▲3	▲4	▲2
	職員数	202	200	194	191	187	182	179	175	173

(注) 1 計画期間は、16年～20年の5年間である。目標は達成している。  
 さらに、平成23年6月策定の行政経営改革プランにおいて、平成23年度中に新たな「職員定員適正計画」を策定し平成28年度までの目標値を作成する。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ①人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
22年度	人 17,729	千円 7,549,397	千円 295,508	千円 1,386,487	% 18.4	% 21.4

#### ②職員給与費の状況(普通会計予算)

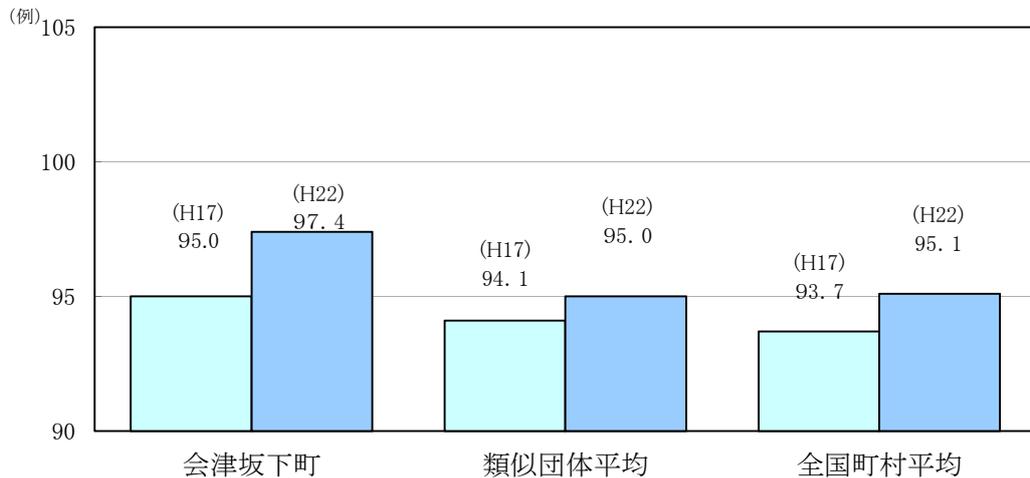
区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B/A	(参考)類団平均 一人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	152人	612,751千円	88,667千円	227,599千円	929,017千円	6,119千円	5,660千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は平成23年4月1日現在の人数である。

#### ③ 特記事項

管理職手当20%削減

#### ④ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

⑤ 給与改定の状況  
ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与A	公務員給与B	格差A-B	勧告(改定率)		
23年度						

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民4月分の給与額をラスパイレ  
比較した平均給与月額である。

イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合A	公務員の支給 月数B	格差A-B	勧告 (改定月数)		
23年度						

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」  
は期末手当及び勤勉であての年間支給月数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
会津坂下町	45.0歳	342,300円	372,600円	364,536円
県	43.8歳	344,900円	417,201円	376,207円
国	41.9歳	325,579円	395,666円	
類似 団体	43.3歳	322,708円	365,618円	345,483円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
会津坂下町	52.2 歳	288,400 円	306,800円	291,440円
技能労務主事 うち〇〇〇〇 うち〇〇〇〇	52.2 歳	288,400 円	306,800円	291,440円
		円	円	
		円	円	
県	51.5 歳	364,400 円	407,294 円	387,032円
国	49.3 歳	284,514 円	322,291 円	
類似団体	49.3 歳	284,286 円	302,455 円	293,237円
民間事業者平均(福島県)	43 歳		256,400 円	

ウ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
会津坂下町	43.1 歳	322,300 円	333,500 円	329,687円
県	45.1 歳	391,700 円	434,838 円	
国	歳	円	円	
類似 団体	44.8 歳	327,444 円	343,072 円	

(注)1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などの  
すべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされ  
ているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、  
特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算した  
ものである。

② 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区	分	会津坂下町	県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	181,800 円	
	高校卒	140,100 円	146,900 円	
技能労務職	高校卒	135,600 円	155,250 円	円
	中学卒	127,700 円	139,800 円	円
教育職	大学卒	172,200 円	203,100 円	—
	高校卒	140,100 円	157,500 円	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(23年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	223,600 円	275,400 円	332,600円
	高校卒	198,200 円	215,000 円	274,700円
技能労務職	高校卒	円	円	275,300円
	中学卒	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円
	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円

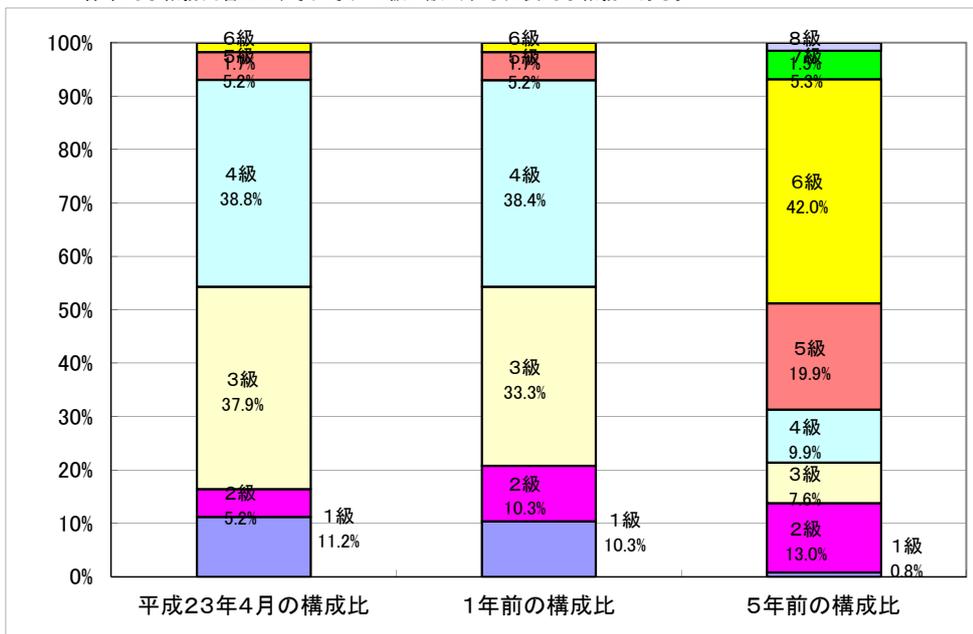
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	部長	2人	1.7%
5級	部長・局長	6人	5.2%
4級	主幹・副主幹	45人	38.8%
3級	主任主査・主任技査・主査・技査	44人	37.9%
2級	副主査・副技査	6人	5.2%
1級	主事・技師	13人	11.2%

(注)1 会津坂下町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



②昇給期間短縮の状況

区	分	全職種
22年度	職員数 A	人 175
	普通昇給機関(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	人 16
	比率 B/A	% 9.1
21年度	職員数 A	人 179
	普通昇給機関(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	人 14
	比率 B/A	% 7.8

(4)職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

会津坂下町	福島県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,472 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,714千円	1人当たり平均支給額(22年度) 千円
(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35月分 (1.4)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~20%管理職加算15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~20%管理職加算10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

②退職手当

会津坂下町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 22,036 千円			1人当たり平均支給額 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③地域手当

(平成23年4月1日)

支給実績(22年度決算)			
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
制度なし	%	人	円
	%	人	
	%	人	
	%	人	
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注)国の制度では、平成22年での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

④特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)				0
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				0
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)				0
手当の種類(手当数)				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価 円	
伝染病防疫作業職員手当	防疫作業に従事した職員	伝染病防疫作業業務	勤務1日につき日額450円	

⑤時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	23,028千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	150千円
支給実績(21年度決算)	21,548千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	134千円

⑥その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と支給実績異なる内容	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者・子・その他の扶養者	同	23,927 千円	242 千円
住居手当	借家に居住する者	異	2,989 千円	332 千円
通勤手当	交通用具利用者	異	6,531 千円	58 千円
管理職手当	部長・理事・主幹	異	5,856 千円	390 千円
休日勤務手当			千円	
産業教育手当			千円	

(6) 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区	分	給	料	月	額	等
給料	市区町村長	796,000円	(参考)類似団体における最高/最低額			
			798,000円	319,000円		
	副町長	640,000円	650,000円	378,000円		
報酬	収入役	—				
	議長	299,000円	340,000円	230,000円		
	副議長	242,000円	280,000円	180,000円		
期末手当	議長	221,000円	258,000円	157,000円		
	市区町村長	(22年度支給割合)				
	助役	2.95	月分			
退職手当	収入役	(22年度支給割合)				
	副議長	2.95	月分			
	議長					
退職手当	副議長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	市区町村長	796,000円×在職月数×0.48	18,339,840円	(任期毎)		
	副町長	640,000円×在職月数×0.29	8,908,800円	(任期毎)		

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。→23年は減額措置行わず。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 公営企業職員(水道事業)の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 21年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
22年度	千円 416,578	千円 33,172	千円 40,755	9.78%	11.45%

イ 予算

単位千円

区分	職員数	給				一人当たり給与費 B/A
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	4	19,258	2,476	7,524	29,258	7,315

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項

管理職手当20%削減

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津坂下町	50.8 歳	376,300 円	435,140円
団体平均	45.6 歳	366,719 円	546,495円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

会津坂下町		会津坂下町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,693 千円		1,472 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45 )月分	(0.65) 月分	(1.45 )月分	(0.65 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算5%~15%		・役職加算5%~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(23年4月1日現在)

会津坂下町			会津坂下町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2%~20%			定年前早期退職特例措置2%~20%		
(退職時特別昇給	なし		(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	なし	千円	1人当たり平均支給額	22,036	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 調整手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
制度なし	%	人	%

エ 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)			%
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
制度なし			

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	851 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	213 千円
支給実績(21年度決算)	850 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	170 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者・子・その他の扶養者	同		899 千円	224 千円
住居手当	貸家に居住する者	異		千円	千円
通勤手当	交通用具利用者	異		223 千円	56 千円
管理職手当	部長・理事・主幹	異		143 千円	143 千円
休日勤務手当				千円	

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成16年4月1日	平成21年3月31日	19人減

イ 平成23年4月1日現在における定員の数値目標

平成16年度比23人
------------

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)③の参考を参照

水道事業における定員適正化計画は策定せず、町全体の適正化計画で対応している

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間及び週休日等

区分	一般職員
勤務時間	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分 1日につき7時間45分(午前8時30分～午後5時15分)
週休日	日曜日及び土曜日
休日	・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日～翌年の1月3日

※公務の運営上、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記と異なります。

(2) 休憩時間

区分	時間
休憩時間	午後0時から午後1時

※公務の運営上、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記と異なります。

(3) 休暇及び休業

区 分	趣 旨	付与日数・期間
年次休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とした休暇	20日
病気又は負傷の休業	職員が病気又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	90日※
療養休暇	職員が結核性疾患により長期の療養を要すると認められる場合における休暇	2年
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の自由により、勤務しないことが相当であるとして町長が規則で定める休暇	休暇ごとに定められた日数
介護休暇	職員が疾病等により日常生活を営むのに支障がある家族等を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇	6月
育児休業	子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進すること及び本町の行政の円滑な運営に資することを目的としたもの（無給）	子が3歳に達するまで
育児部分休業・短時間勤務	育児休業と同様の趣旨。1日を通して2時間以内で取得する。・勤務形態の変更（取得した時間分給与減額）	子が6歳に達する日以後の3月31日まで
修学部分休業・高齢者部分休業	大学等に修学するため2年を超えない範囲で休業・定年退職から5年遡った日から休業（取得した時間分給与減額）	1週間で20時間以内
自己啓発等休業	職員の能力開発を促進する観点から、大学履修(2年)及び国際貢献(3年)のための休業日（無給）	2年～3年

※脳血管疾患、心臓疾患、肝臓疾患、精神疾患等については、180日

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数(平成22年度実績)

分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職			降給	計
勤務成績が良くない場合	0	0	0			0	0
心身の故障の場合	0	0	0			0	0
職務に必要な適格性を欠く場合	0	0	0			0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による過員を生じた場合	0	0	0			0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0			0	0
条例で定める事由による場合	0	0	5			0	5
計	0	0	5			0	5

(2) 懲戒処分者数(平成22年度実績)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問ひ、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職			免職	計
交通事故・違反	0	0	0			0	0
交通事故・違反違反以外	0	0	0			0	0

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成21年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
町 長	職員のサービス規律の厳正な保持について、年末年始時に周知したほか、選挙の実施や町民から苦情の連絡があった際などに必要に応じて、職員への周知等を行った。	文書により職員への周知を図ったほか、部長会議を通じて所属職員への周知に努めた。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(平成22年度実績)

実施機関	研 修 名	受講者数(人)				
自治大学校	新時代・地域経営コース	1				
実務研修	福島県下水道公社実務研修	1				
ふくしま自治研修センター	新規採用職員研修 前期・後期	4				
〃	新任係長研修	2				
〃	新任管理者研修	2				
〃	新任課長研修	1				
〃	段取り力アップ講座	2				
〃	応用力アップ講座	1				
〃	実行力アップ講座	1				
〃	総合力アップ講座	1				
〃	政策法務講座(基礎)	1				
〃	政策法務講座(解釈・運用)	1				
〃	目標管理・人事評価講座	1				
〃	クレーム対応講座	13				
〃	地方公会計財務書類作成講座	7				
〃	地方債講座	1				
〃	給与制度講座	1				
〃	政策マネージメント実践講座	1				
〃	職場のメンタルヘルス講座	1				
〃	接遇実践講座	2				
〃	相互満足交渉術講座	1				
東邦銀行	新入社員研修	2				
リオン・ドール	民間企業職員研修	6				
町独自研修	イノベーション研修					73
〃	債権管理回収研修					59
〃	民間経営手法に学ぶ研修					114
	合 計					300

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務実績が正しく評価され、その結果に基づいて身分の取り扱いがなされることは、職員の士気を高め、公務能率を増進する上でも最も重要なことです。したがって、人事評価にあたっては、信賞必罰主義に徹することとし、さらには①日常の観察又は指導から把握した職員の勤務態度、能力、適正、勤務意欲に基づき、的確な判断を行う。②心情、性別、政治的意見によって職員を差別しない。③毎年10月1日を基準日として職員の年齢、勤務年数の長短にとられない等、より公平、正当な評価に努めています。

なお、平成22年度より、人事評価制度の試行的に実施しております。将来的には、評価結果に基づいた昇格・昇給制度を実施します。また、本格導入に併せ職責に応じた給料表の運用等を検討し、職員給与の透明性を高めることを目指します。さらに、評価者及び被評価者の資質の向上を図るため、研修等実施し、受講しやすい環境づくりを進めます。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(平成22年度実績)

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、生活習慣病予防健康診断、人間ドックなど各種健康診断を実施し職員の健康管理に努めています。

平成21年度の実施状況は、次のとおりです。

項目	検診内容	人数(人)
生活習慣病予防健康診断	胃がん検診	79
	心電図	55
	眼底検査	75
	大腸がん	76
	尿検査	49
	血圧検査	79
	胸部X線検査	79
	血液検査	79
	乳がん検診	62
子宮がん検診	62	
人間ドック	68	
VDT健康診断	86	

(2) 公務災害・通勤災害の状況(平成22年度実績)

区分	平成21年度末 未認定件数	平成22年度中 申請件数	平成22年度中 認定状況	平成22年度末 未認定件数
公務災害	0	1	1	0
通勤災害	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(3) 職員の利益の保護の状況(平成22年度実績)

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申し立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度(該当なし)

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に対し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度

イ 不利益処分に対する不服申し立て制度(該当なし)

法第49条により、懲戒その他の職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申し立てをすることができる制度

ウ 人事行政相談の状況(該当なし)

福島県人事行政相談に関する規則第2条により、勤務条件その他の人事行政に関する苦情の申出及び相談を行うことができる制度

